

# 御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務 プロポーザル仕様書

## 1 業務名

御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務

## 2 業務の目的

本業務は、「御嵩町第4期特定健康診査等実施計画」の目標受診率60%を達成するため、特定健診未受診者に対してデータ分析により対象者に応じた効果的な勧奨等を行うことにより、特定健診受診率の向上、今後の継続受診、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化につなげていくことを目的とする。

平成30年度から令和4年度までの御嵩町の特定健康診査受診状況

御嵩町全体	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者(人)	3,119	3,014	2,965	2,967	2,790
受診者(人)	1,215	1,366	1,302	1,305	1,265
受診率(%)	39.0	45.3	43.9	44.0	45.3

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務体制

受託者は、本業務の遂行にあたっては、町の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

## 5 対象者数

受診対象者数 約3,000人

受診対象者のうち未受診者を対象者として勧奨通知する。

## 6 委託業務内容

町は、受託者に対して以下の業務を委託する。

### (1) データ分析業務

町から提供される特定健康診査の受診履歴・レセプトをもとに、受託者の技術を用いて効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行うこと。

過去の特健診受診率等の構成要素を複合的かつ多角的に分析し、町の特健診未受診者の行動特性や課題が明らかになるよう、分析方法を工夫すること。

### (2) 受診勧奨業務

#### ① 勧奨計画の提出

契約締結後、分析に基づく対象者の特性に応じた勧奨計画を作成し、町の了解を得ること。

勸奨計画は業務の目的に合致した内容とし、受診勸奨の時期、町からのデータ提供の希望内容及び時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

なお、受託者は、町から提供されたデータを分析し、対象者の特性に応じた有効な勸奨方法等を提案すること。

分析したデータを基に、対象者の抽出基準を決定し、町の合意をもって受診勸奨対象者を最終決定する。

#### ②受診勸奨通知の作成及び発送

①に定めるデータを基に次のとおり通知による受診勸奨を実施する。

ア ①で特定した受診勸奨の対象者リストを町へ提出する。

イ 受託者は①で分析したグループごと又は対象者ごとに内容やデザインを変えるなど効果的な受診勸奨メッセージでの通知を作成する。

ウ 受診勸奨通知の印刷

(ア) 町が提供する情報を基に、送付対象者の郵便番号、住所、宛名（カナ）を記載した受診勸奨通知を作成する。

(イ) 受診勸奨通知の差出人が町であることがわかるように明記する。

(ウ) 印刷内容については、発送前に校正を2回以上行う。

(エ) 校了後、受診勸奨通知のサンプルを町に納品する。

エ 受診勸奨通知の発送

(ア) 発送回数は2回とし、令和6年度特定健康診査受診につなげられる時期に実施することとする。具体的な日程は町と協議の上決定する。

(イ) 町から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勸奨対象者に発送を行う。

(ウ) 勸奨通知の発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とし、郵送に係るすべての経費は本委託業務の契約金額に含めることとする。

### (3) 効果分析

勸奨業務完了後、契約期間内に勸奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成の上、町に報告すること。その際、次年度の健診業務、勸奨業務についても助言を行うこと。なお、報告書作成にあたり必要な受診者等のデータは、別途町より提供する。

## 7 業務委託料及び支払い

委託料は総価契約とする。

業務完了後に請求を行うこととし、請求にあたっては完了した業務の内容がわかる明細書を添付すること。

## 8 事故への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は事故やトラブル、対象者からのクレームが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに町へ報告しなければならない。

## 9 情報の保護

- (1) 本業務を受託するにあたり、町の情報資産の安全性を確保することが必要であることから、受託者は企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク制度）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとする。
- (2) 受託者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受託者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに町に引き渡すものとする。また、受託者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、町へ報告を行うこと。

## 10 個人情報の取扱い

- (1) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報保護法に基づくガイドライン等を遵守すること。
- (3) 受託者は、この業務を行うにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、当該業務完了後にあっても知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## 11 その他

- (1) 「御嵩町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に基づき実施すること。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (3) 町が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めたときは、速やかに対応すること。
- (4) 本業務に係る案件について、町と協議や打ち合わせを実施した際は、速やかに議事録を作成し町へ提出すること。
- (5) 本業務において受託者が作成、分析等したデータは町に帰属する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途町と協議し決定する。

## 12 町が提供可能なデータ

町が提供可能なデータは、別表のとおりとする。

なお、別表に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途町と協議し提供の可否を決定する。

別表

	名称	内容
1	特定健診・特定保健指導 受診歴データ	FKAC165:CSV 令和元年度分～令和4年度分 FKAC167:CSV 令和元年度分～令和5年度分
2	特定健診対象者データ	FKAC161:CSV 令和4年度分～令和6年度分
3	被保険者情報データ	被保険者管理台帳（KDB 帳票 p 26_006）：CSV
4	レセプト電算コード 情報データ	受診券番号、氏名、年齢、住所、被保険者番号、性別、 宛名番号
6	KDB 関連データ	国保データベース（KDB）システムで出力可能なデータ （レセプト関連等）
7	国保喪失者情報	被保険者番号、宛名番号等 （上記データと突合可能な情報）
8	外字フォントファイル EUDC.tte ファイル	